国民健康保険とは、病気やケガをした時に安心して治療が受けられるように、加入者が保険税を出し合って助け合う制度です。医療機関の窓口で保険証を見せることで、医療費の一部（３割）を支払うことにより治療を受けることが出来ます。また、負担額に上限が設けられており、医療費が高額になった場合、申請を行うことにより上限を超えた金額が支給されます。

　益城町に３か月を超えて住民登録し、日本の公的医療保険制度に加入していない７４歳以下の外国人の方は、国民健康保険に加入する必要があります。なお、海外旅行保険は、公的医療保険制度は該当しません。また、在留資格が３か月以下でも、在留資格が「興行」、「技能実習」、「家族滞在」または「特定活動※」のために益城町に住所登録を行っている方の内、書類等により３か月を超えて日本に滞在すると認められる方については、国民健康保険に加入する必要があります。

※「特定活動」の内、以下の者は除きます。

○医療を受ける活動　　　　　　　○医療を受ける活動を行う者の日常生活上の世話をする活動

○観光・保養その他類似する活動

国民健康保険の加入手続き

届出は事由発生より１４日以内に行う必要があります。加入の届出が遅れても、資格が発生した日にさかのぼって保険税が発生しますので、手続きは早めに行ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 加入手続きが必要な場合 | 必要な書類 |
| 下記共通の手続き海外や町外から転入したとき子どもが生まれたとき | ❶在留資格の確認ができるもの（例）・パスポート・在留カード（在留資格が「特定活動」の方はパスポートの「指定書」も必要です）・特別永住者証明書（外国人登録証）❷加入者の個人番号（マイナンバー）が分かるもの➌手続き者の本人確認ができるもの |
| 他の健康保険の資格がなくなったとき（例）・退職した（任継続する場合を除く）・任意継続が切れた・被扶養者でなくなった | ・❶＋❷＋➌・健康保険資格喪失証明書 |
| 生活保護が廃止（停止）されたとき | ・❶＋❷＋➌・生活保護廃止（停止）決定通知書 |